



Title	「ノン・ルフルマン原則と外国人の退去強制：マクリーン事件『特別の条約』の役割」
Author(s)	安藤, 由香里
Citation	大阪大学, 2022, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/87751
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名(安藤由香里)	
論文題名	「ノン・ルフルマン原則と外国人の退去強制：マクリーン事件『特別の条約』の役割」
論文内容の要旨	
<p>本稿の目的は、日本が批准している国際人権条約上のノン・ルフルマン原則の義務と外国人の退去強制との関係を明らかにすることである。国際条約で保護されるはずの人が、保護されていない事例のひとつが「退去強制されれば、重大な人権侵害にさらされる」場合である。国際条約上の「ノン・ルフルマン原則」は、外国人を「退去強制の結果として」起こり得る重大な人権侵害から保護する人権規範であり、とくに、難民条約で保護されない者を本原則で保護する、補完的保護に注目が集まっている。国際人権条約上のノン・ルフルマン原則は、自国の管轄下にない領域においても拷問等が行われることを抑制するために、個人を送還してはいけない場合の国家の義務を明示している。日本では、1978年最高裁大法廷判決「マクリーン事件」の「国際慣習法」が、外国人の権利を保障しないことの正当化理由にされているが、本稿では、同判決が「特別の条約」がない限りと留保している点に着目し、国家の出入国管理権限は、もはや絶対的な権限ではなく、当該国家が批准した「特別の条約」によって制限されることを実証するために、国際人権条約上のノン・ルフルマン原則について締約国の義務を確認し、日本におけるノン・ルフルマン原則と外国人の退去強制が、国際人権条約上の保護基準と合致しているかどうかを検証した。そこから見いだせたことは、ノン・ルフルマン原則は、判例法の発展により、国際人権条約上で確立しており、難民条約では保護されないが、保護が必要な者に対する補完的保護として発展し続けていることである。</p> <p>拷問等禁止条約、欧州人権条約、自由権規約は、拷問・非人道的な取扱い等の禁止から人々を保護するために、ノン・ルフルマン原則を発展させてきた。ノン・ルフルマン原則の絶対的適用にとって、欧州人権裁判所の1989年ゼーリング事件判決が大きな転機となった。ゼーリング事件以後、拷問・非人道的な取扱いにさらされるおそれがある場合、その者をおそれがある国へ送還できない法理を確立した。この法理により、拷問・非人道的な取扱いにあう可能性が認められるあらゆる場合に、その者を送還できないという例外のない絶対的なノン・ルフルマン原則を確立した。</p> <p>国際人権条約上のノン・ルフルマン原則は、拷問等の完全な禁止が目的であり、その目的を成就するための手段としてあらゆる者を拷問等から保護することを目指している。人を、拷問等のおそれがない第三国へ送還した後に、当該人が第三国から拷問等のおそれがある国へ送還されるおそれがある場合における、締約国の義務とは、送還した「後に」拷問等にあったかどうかを問うのではなく、第三国へ送還するまでに、その第三国を経て他の国で拷問等にさらされることが予見できたにもかかわらず送還を行うことに対する責任を問うものであり、その可能性を審査する締約国の義務を問うものである。</p> <p>難民条約で保護されない者を保護する現実の必要性から発展した国際人権法上のノン・ルフルマン原則は、国際人権法の発展に寄与したともいえる。難民の地位の認定は、未だ各国の裁量に委ねられており、庇護権が個人の共通の権利としてすべての国で認められるには、現在のところ難しい状況にある。こうした状況下で、今まで各国の裁量とされてきた出入国管理制権限に対し、国家に一定の制限を課すことになるノン・ルフルマン原則が、人道的な見地からではなく、個人の権利として認められた点は重要である。ノン・ルフルマン原則の適用は、「拷問や非人道的な取扱い等」「生命に対する権利」「無差別暴力」からの保護に代表される狭義の補完的保護の事由に加え、「子どもの最善の利益」「環境避難民」も、「重大な損害」をもたらすものとして認識されるようになってきており、広義の補完的保護も広がってきていていると言え、保護の射程範囲がさらに広がっていることは、国際人権条約が「生きている文書」であることが明確となった。</p> <p>したがって、日本が批准している拷問等禁止条約、自由権規約などの締約国の義務として、ノン・ルフルマン原則は、その者が正規滞在者であるか、非正規滞在者であるかどうかにかかわりなく適用される。そのノン・ルフルマン原則の適用基準は、重大な損害の「現実的なおそれ」があるかどうかであり、個別に把握されることは不要であり、迫害もその適用要件ではない。国家の出入国管理権限は、もはや絶対的な権限ではなく、日本が批准した拷問等禁止条約や自由権規約などによって制限されるのである。</p>	

論文審査の結果の要旨及び担当者

	氏　名　　(安　藤　由　香　里)	
	(職)	氏　名
論文審査担当者	主　查　　教　授	村　上　正　直
	副　查　　教　授	真　山　全
	副　查　　教　授	高　井　裕　之

論文審査の結果の要旨

【本論文の目的】 本論文の目的は、日本が批准している国際人権条約が定めるノン・ルフルマン原則と、日本における外国人の退去強制などに関する日本法とその実行の整合性について検討しようとするものである。ノン・ルフルマンの原則は、国籍国の保護を受けることができない者に対して、迫害や重大な人権侵害を受けるおそれのある国・地域（主に国籍国）に送還し、追放し又は引き渡すことを禁止する規範である。この原則は、もともと難民条約が定める原則であったが、その後、各種人権条約において明文上又は解釈上、同様の原則が認められるようになってきている。特に、人権条約上の保護は、難民条約が保護の対象とする者を超える範囲の者を保護することもでき（いわゆる「補完的保護」）、両者あいまって、国籍国の保護を受けることができない者に対する重要な保障であるといえる。しかし、この原則は、人の生死にかかわる重要な保障であるにもかかわらず、実際にそれが厳格に遵守されているかどうかには疑問がつきまとうし、また、この原則の学問的分析も十分とはいえない。日本におけるこの原則の実際上の適用や研究上の蓄積についても、同様のことがいえる。この点を学問的に分析し、現在の学問的状況を改善しようするのが本論文である。

【本論文の概要】 本論文は、論文の目的や対象、概要を記した序章に続き、国際的場面におけるこの原則の詳細について分析し（第1部「ノン・ルフルマン原則と主要な問題点」）、日本におけるこの原則の適用の実際を踏まえて、これを評価しようとする（第2部「ノン・ルフルマン原則と日本」）。第1部は6章で構成される。第1章「難民とノン・ルフルマン原則」は、難民条約上のそれについて、その起草過程に遡ってこの原則の適用対象を明らかにし、次いでこの原則の適用において問題となる諸論点について検討を加える。第2章「国際人権条約のノン・ルフルマン原則」は、特に拷問等禁止条約第3条のノン・ルフルマン原則について起草過程及び実施過程を素材として分析する。第3章「欧州人権条約のノン・ルフルマン原則」は、特にノン・ルフルマン原則の絶対性について、その起源となつた欧州人権条約に関する欧州人権裁判所の裁判例を分析する。第4章「自由権規約におけるノン・ルフルマン原則」は、自由権規約におけるノン・ルフルマン原則の萌芽と自由権規約委員会によるその発展を検討する。第5章「間接送還とノン・ルフルマン原則」では、間接送還の問題について、難民条約、拷問等禁止条約及び欧州人権条約に即して検討する。第6章「難民不認定となった者の保護」においては、補完的保護に関し、特にEU法上の発展を検討する。

第2部は5章構成をとる。第7章「日本における『補完的保護』」では、補完的保護の起源や保護の範囲、補完的保護の明文化・明確化の必要性について検討する。第8章「入管法上のノン・ルフルマン原則」では、現行入管法に規定されている、第53条3項一、二及び三の適用について、実際の裁判例を検討する。第9章「ノン・ルフルマン原則の難民訴訟における取扱い」において、行政事件訴訟法第25条の執行不停止原則と退去強制について検討した上で、難民認定申請者の裁判を受ける権利と退去強制の裁判例を検討している。第10章「日本における難民訴訟の課題」は、UNHCRハンドブックの位置づけや立証責任の程度の問題など、現実の問題について焦点をあてて分析を進める。第11章「日本における非正規滞在者と子どもの最善の利益原則」は、国際人権法における非正規滞在者問題について、特に子どもの最善利益原則との関連において検討している。

終章では、全体をまとめた上で、日本にとって特に重要な課題を指摘し、本稿を結んでいる。

【論文の意義】 本論文は次のように評価することができる。第1に、国際的な場面におけるノン・ルフルマン原則について、難民条約をはじめ拷問等禁止条約、自由権規約、欧州人権条約などの関係条約に関し、必要な場合には改めて起草過程に遡って分析を加え、その上で条約の履行監視機関の実行の展開を丹念に分析している。また、本論文の第2部は、以上の分析を前提として日本の関係法令及びその運用の分析を試みている。特に取り上げている日本の裁判例は広範であり、また実務上重要な論点を拾い上げている。要するに本論文は、この分野の研究として、その分析において網羅性・包括性を有し、その点において、従来の研究を超える新規性・独創性を有し、学問的価値を有するものといえる。第2に、本論文は、課題に関する学説や実行などを広く涉獵し、それを十分に咀嚼した上で、これを整理し分析している。この点で、学問的な継承性は明らかである。第3に、本論文の論述の過程において論理の飛躍はなく、論理的整合性を有する。第4に、本論文は、学説にせよ実行にせよ、確実な典拠をもって裏付けを図つており、実証性を有することは明らかである。第5に、本論文は、おおむね明確で適切な表現で綴られており、また図表を多用し、読者の理解を助ける工夫もみられる。第6に、本論文はタイムリーである。第2部の分析対象は、日本において実際に問題となった重要な裁判例に関するものであるし、また、最近の入管法改正問題をも取り上げており、実践的に重要であるのみならず、時宜を得ているものと評価することができる。

【結論】 以上を要するに、本論文は、その新規性、継承性、実証性、論理性及び明確性を兼ね備えており、その上に実践的な重要性をも有するものといえる。従って、審査委員は、全員一致で、本論文が博士（国際公共政策）の学位を授与するに値するものと認定する。なお、本論文については、論文剽窃チェックソフト（iThenticate）により、剽窃がないことを確認している。